

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： おいらせ町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.1%
全職員	62.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—— %
本庁課長相当職	94.1%
本庁課長補佐相当職	121.1%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	94.8%
26～30年	97.1%
21～25年	97.9%
16～20年	68.4%
11～15年	89.5%
6～10年	110.5%
1～5年	112.8%

【説明欄】

- ・全体的に100%未満が多いことから、男性に比べ女性の給与の割合が低いことがわかります。
- ・給与に差異が生じる主な要因としては、扶養手当や住居手当など世帯主である男性が受給している場合が多いことが考えられます。
- ・勤続年数別の6～10年及び1～5年が100%を超えているが、これは医療従事者（看護師）が多い区分であり、新型コロナ対応などにより、特勤手当や夜間勤務手当の受給による影響と考えられます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。